令和６年度若者文化振興事業　募集要項

１　趣旨

若者による文化芸術活動が活発になることを目的として、県内各地で若者が文化芸術活動の主体となる機会を創出する文化芸術イベント（以下「イベント」という。）を岩手県内で開催するために必要な経費に対して、令和６年度若者文化振興事業費補助金による助成を行います。

なお、補助金は、岩手県補助金交付規則（以下「規則」という。）及び若者文化振興補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定により実施します。

【各用語の定義について（要綱より抜粋）】

　（定義）

第２　この要綱における用語は、以下のとおり定める。

(１)　「若者」とは岩手県出身若しくは在住、又は岩手県に活動拠点がある高校生以上40歳未満の者をいう。

(２)　「文化芸術活動」とは、第３期岩手県文化芸術振興指針において文化芸術の範囲として定められている下記の内容を主たる目的とする活動をいう。

【芸術・芸能】

　　　　　文化、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他の芸術及び歌唱その他の芸能

【伝統文化】

　　　　　文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

　　　【生活文化】

　　　　　茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

２　補助事業の概要

　（１）事業名

　　　　令和６年度若者文化振興事業

　（２）実施期間

　　　　補助金の交付決定日から令和７年２月28日（金）まで

※　交付決定の日は７月上旬を予定しています。

（３）補助金額

　　　　100万円（上限額）

　　　　入場料等収入がある場合は、80万円（上限額）

　　　　上限額までは、補助率10/10。ただし、補助事業及び補助事業と明確に区分できない事業により参加料・入場料等の収益が生じる場合は、その全額を、収支予算書（要綱様式第３号）の「収入」に加算し、自己負担額として整理してください。

（４）採択予定事業数

　　　２件

３　事業内容

(１)　補助対象

　　　　岩手県内で開催する、若者が文化芸術活動の主体となる機会を創出する文化芸術イベントが対象です。ただし、下記の全てを満たすことが要件です。

　　　ア　文化芸術活動に取り組む若者の発表及び相互交流の場となるイベントを開催する事業であること。

　　　イ　参加者を限定せず、若者をはじめとする県民に広く参加を呼びかけるものであること。

　　　ウ　将来、継続及び発展させる計画を有するイベントであること。

(２)　補助対象事業者

非営利の団体又は法人（以下「団体等」という。）とします。なお、法人格の有無は問いません。ただし、下記の全て満たすことが要件です。

ア　団体等が、定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算書及び決算書が整備されていること又は本事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。

イ　団体等の代表責任者及び事業責任者が明確であること。

ウ　団体等の会計に関する規程が整備されていること又は本事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。

エ　団体等のうち、法人については、実施しようとする事業内容が定款に適合していること。

オ　団体等のうち、特定非営利活動法人については、各事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出していること。

カ　事業の遂行に必要な組織・人員を有すること（例：会計責任者の配置など）。

　(３)　補助対象とならない事業

　　　　次のいずれかに該当する団体等及びその団体等が実施しようとする事業は、補助金の交付の対象としません。

　　　ア　専ら営利を目的とする団体

　　　イ　特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする団体

　　　ウ　代表者又は役員に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（岩手県の行政事務からの暴力団の排除に関する要綱（平成23年９月１日付け人第242号）第４に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）に該当する者がある団体

　(４)　事業の評価に係るアンケートの実施

参加者に対し、事業の評価に係るアンケートを実施するよう努めてください。なお、アンケートを実施する場合、その項目については県と協議を行ってください。

４　補助対象経費

(１)　補助対象経費

事業実施に直接必要となる以下の経費が対象です。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 要件 |
| ①　人件費 | 専ら補助事業に従事する職員の報酬・賃金・共済費など、雇用等に要する経費 |
| ②　諸謝金 | 出演者・講演講師等謝金、演出料、舞台監督料等 |
| ③　旅費 | 事業の実施に要する交通費、宿泊費等（ただし、出演者等の謝金に含める場合は、諸謝金としてください。） |
| ④　消耗品費 | 事業の実施に要する消耗品費、燃料費等 |
| ⑤　印刷製本費 | ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷費、製本費等（印刷・製本を依頼する者に併せてデザイン等を依頼する場合は、デザイン等に係る経費を含む） |
| ⑥　通信運搬費 | 事業の実施に係る郵送料、配送料、プロパイダー契約料等 |
| ⑦　募集広告費 | 宣伝費、広告費（テレビ、新聞、雑誌への放送・掲載料等） |
| ⑧　委託費 | 事業に係る業務の一部を外部に委託するために要する費用（会場・舞台設営費、音響・照明費等） |
| ⑨　使用料及び  会場借料 | 会場借上料、車両借上料、備品等借上料、著作権使用料、高速道路使用料等 |
| ⑩　その他知事が必要と認める経費 | 振込手数料等 |

(２)　補助対象外経費

　　　以下の経費は、補助の対象になりません。

ア　行政による他の補助金等に採択されている事業の経費

イ　団体等や事務局の経常的な事務等に要する経費（事務所の賃借料など維持費、補助事業の実施に関わらず雇用する職員給与等）

ウ　補助対象期間外に支出した経費

エ　備品（楽器・音響機器等、概ね購入単価３万円以上のもの又は事業終了後も使用に供せるもの）の購入費

オ　コンテスト入賞賞金・賞品等参加者の便益に係る経費

カ　レセプション・パーティに係る経費、打ち上げ費、手土産代など補助事業の実施に直接必要と知事が判断できない飲食関係費（ケータリングを含む。）

キ　その他、補助対象として適当でないと知事が判断した経費

５　応募方法

(１)　募集期間

令和６年４月26日(金)から令和６年５月31日(金)　午後５時必着

(２)　応募方法

６の「応募先及び問合せ先」に郵送又は持参してください。なお、応募に係る経費は、すべて応募者の負担となります。

ア　持参の場合　午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に持参してください。

イ　郵送の場合　提出期限までに必着としてください。

(３)　応募書類

次の書類（正本１部、副本４部の計５部。Ａ４片面に統一すること）を提出してください。なお、提出された書類は返却しませんので、御了承ください。

また、提出前に、チェック欄を活用し書類の不備がないか確認してください。

| チェック | 書類 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| □ | 若者文化振興事業　応募申請書 |  |
| □ | 事業計画書 | 要綱様式第２号（第13関係） |
| □ | 収支予算書 | 要綱様式第３号（第13関係） |
| □ | 団体の定款・規約・会則等 | ない場合は、整備の予定・計画について書面（様式任意）に記載すること。 |
| □ | 補助対象経費として申請する経費に係る見積書 | それぞれの経費を算定するために参考とした、第三者から徴収した見積書 |
| □ | 団体の会計規程 | ない場合は、整備の予定・計画について書面（様式任意）に記載すること。 |
| □ | 過年度事業実績説明資料 | 該当ある場合 |
| □ | 来年度以降の事業計画・運営方針等説明資料 | 事業計画書の記載で説明が足りる場合は、提出不要。 |
| □ | その他参考となる資料 | 団体等の活動内容及び応募事業を理解するための資料など |
| □ | 役員・職員名簿 | 団体等における最新の名簿 |
| □ | 直近１年間の事業（活動）報告書の写し | 任意団体については、これに代わるものの写し |
| □ | 直近１年間の収支（活動）計算書、貸借対照表又は財産目録の写し | 任意団体については、これに代わるものの写し |

６　応募先及び問合せ先

【担当】岩手県環境生活部若者女性協働推進室　若者活躍支援担当

〒020-8570　盛岡市内丸10番１号 県庁11階

TEL　019-629-5348（FAX 019-629-5354）Email [AC0006@pref.iwate.jp](mailto:AC0006@pref.iwate.jp)

７　質問への回答

　　本件に関する質問がある場合は、来庁、電話、メール又はＦＡＸ（様式任意）により**令和６年５月17日（金）**までに提出してください。

質問のため来庁される場合は、必ず事前に問い合わせ先に電話又はメールにて連絡のうえ、来庁の日時を調整してください。

なお、受け付けた質問については、質問者に対して回答するとともに、**令和６年５月24日(金)**までに順次、岩手県公式ホームページの中の「若者活躍支援」内「文化振興事業費補助金」のページに掲載します。

８　スケジュール（現時点での予定であり、変更する可能性があります。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 日　　　程 |
| 募集要項等の公表 | 令和６年４月26日（金） |
| 募集要項等に関する質問締切 | 令和６年５月17日（金） |
| 募集要項等に関する質問への回答の公表 | 令和６年５月24日（金） |
| 応募書類締切 | 令和６年５月31日（金） |
| 審査委員会（書面審査） | 令和６年６月中旬 |
| 選定結果の通知・公表 | 令和６年６月下旬 |
| 内示（県→団体） | 令和６年７月上旬～ |
| 交付申請書提出（団体→県） | 令和６年７月上旬～ |
| 交付決定（県→団体） | 令和６年７月上旬（予定） |

９　事業の選定

(１)　審査・選定方法

　　　ア　別途設置する審査委員会において、応募書類を基に審査を行い、補助事業を選定します。

イ　前年度に本事業で取組が採択された団体等の場合は、前年度の取組から発展した取組若しくは新規の取組を採択することとします。

ウ　審査委員会の前に、事業内容及び経費等について、個別にヒアリングを行うことがあります。この場合、ヒアリングの内容は審査委員会において審査委員に共有します。

(２)　審査基準

審査は、次の項目の審査基準により実施します。

　　　ア　文化芸術活動の振興や地域の活力につながる事業となっているか

　　　イ　若者が文化芸術活動の主体となることによる独創性や先進性がある事業であるか

　　　ウ　文化芸術を担う若者の創造性を発揮する機会や、若者同士の交流につながる内容になっているか

　　　エ　文化芸術活動を通して、学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会につながる内容となっているか

　　　オ　他の団体と連携するなど、事業に広がりがあるか

　　　カ　収支予算書等、経費について適切な内容が計上されているか

　　　キ　業務を円滑に進行し、遂行できる見込みはあるか

10　県等による情報公開

(１)　事業の「公正性」や「透明性」を高めるため、応募の状況と審査結果（採択された事業名・団体名・事業概要）は、岩手県のホームページで公開します。

(２)　提出いただいた書類は、個人情報を除いて、原則、情報公開の対象とします。

(３)　採択された事業については、広く情報発信をお願いします。事業者等のホームページ等において、事業の案内、実施内容、事業成果等を掲載してください。

11　交付決定

　　応募事業の採択を決定したときは、審査委員会の意見を踏まえて事業計画書等の内容を精査のうえ、採択の決定及び交付の内示を通知します。

　　採択の決定及び交付の内示を受けた団体等は、別に定める日までに要綱別表２（第13関係）で定める書類を提出し、補助金の交付を申請してください。

　　書類の提出を受けた後、交付の決定について交付決定通知書により通知します。

12　補助金の交付

　　補助の交付については、事業を完了した日から１月を経過した日又は令和７年２月28日のいずれか早い日までに実績報告の提出を受け、最終的な補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

　　また、前金払の必要があると認められる場合は、請求があった当該月までに必要な所要額（交付決定額の９割以内）を請求することができます。補助金の前金払いを受けようとするときは、補助金前金払請求書に資金計画を添付して提出してください。

　　なお、前金払を請求できる回数の限度は、１回につき一月分となります（事業期間が８月～２月の場合、最大７回）。

13　その他

(１)　補助金は、原則、事業が完了し要綱で定める報告と精算を行った後に支出します。ただし、要綱に定めるとおり、事業の完了前に前金払により一部を請求することができます。

(２)　応募、申請及び事業の実施に当たっては、本要項のほか、規則、要綱、各種関係法令を遵守してください。これらの条項に反する内容が認められた場合、補助金の交付後であっても、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。